箕面市公営企業告示第４３号

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「令」という。）第１６７条の５第１項の規定により、小口径水道メーター修繕（単価契約）に係る条件付一般競争入札（以下「入札」という。）及び入札の手続き等について、次のとおり定めたので、同条第２項並びに令第１６７条の６第１項の規定により告示します。

令和２年６月１１日

箕面市公営企業管理者　栢　本　貴　男

１　入札に付する事項

(1)　件　　名　　小口径水道メーター修繕（単価契約）
(2)　契約期間　　令和２年７月３１日から令和３年３月３１日まで
(3)　履行場所　　箕面市上下水道局庁舎地下倉庫１及び箕面市上下水道局坊島受水場倉庫
(4)　修繕台数　　別紙「小口径水道メーター修繕（単価契約）に関する仕様書」のとおり
(5)　仕様書等
①別紙「小口径水道メーター修繕（単価契約）に関する仕様書」のとおり
②小口径水道メーター修繕（単価契約）単価表
(6)　予定価格の区分　予定価格は総額で定める。
(7)　最低制限価格　　設定しない
(8)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、令その他関係法令に則ること。
(9)　箕面市上下水道局契約規程（平成２５年箕面市公営企業管理規程第８号）により、その例によることとされた箕面市契約規則（昭和５５年箕面市規則第４０号。以下「規則」という。）その他本市の条例、規則等の規定を遵守し、仕様書等を承知の上、入札すること。
(10)　本入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札に関し、いかなる協議、協定、談合をしないこと。

２　競争入札参加資格

本入札に参加する者（以下「入札者」という。）は、次に掲げる条件を全て満たしていなければならない。

(1)　令第１６７条の４第１項の規定に該当する者でないこと。
(2)　令第１６７条の４第２項各号のいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者（当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成８年箕面市訓令第２号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用する者でないこと。
(3)　引き続き２年以上その営業を行っていること。
(4)　法人税、所得税、事業税、市税及び消費税を納付していること。

(5)　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は同条第２項の規定による更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第１９９条又は第２００条の規定により更生計画が許可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6)　会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。

(7)　本入札の告示日から落札決定までの間において、指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(8)　平成３０年度以降、国又は地方公共団体等の小口径水道メーター修繕（単価契約）の実績があること。

(9)　本業務の仕様内容を十分に理解の上、当該業務の迅速かつ安全な履行を確保できる者であること。

3　入札事務の担当部署

〒562-0003
箕面市西小路三丁目１番８号
箕面市上下水道局経営企画室
（箕面市上下水道局庁舎２階　TEL：072-724-6755）
※入札要項等の資料は、市ホームページから入札者が取得するものとし、印刷物の配布は行わない。また、入札方法、入札参加資格、仕様内容等に対する質疑は、原則として質疑書で受け付けるものとし、口頭での回答・説明等は行わない。

4　競争入札参加資格確認申請書の手続

(1)　申請書等の提出

入札者は、以下のとおり申請書等を提出し、入札の参加資格についての確認を受けなければならない。

①提出期限　令和２年６月２５日（木）まで（必着）
②提出場所　〒562-0003
箕面市西小路三丁目１番８号
箕面市上下水道局経営企画室
③提出方法　書留郵便（締切日必着）により提出すること。
提出書類と併せて、返信用封筒（長３号封筒、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金の切手を貼ったもの）を同封すること。
④提出書類
ア　競争入札参加資格確認申請書（様式第８号）
イ　２(8)に係る業務実績を証明する書類（例：契約書の写し等）
ウ　登記簿謄本（法人）

エ　印鑑証明書　※写し不可、原本添付
オ　法人税又は所得税、消費税の納税証明書
カ　事業税の納税証明書
キ　市税の納税証明書　※箕面市内に本支店がある場合
ク　誓約書（暴力団員不当行為防止）
※ウからキまでの書類は発行日から３ヶ月以内の証明書類を提出すること。
※本市の入札参加資格有資格者はウからクまでの書類の提出を省略することができる。

⑤申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とすること。
⑥提出された申請書等は返却しない。
⑦提出期限後は、提出された申請書等の差替え又は再提出は認めない。

(2) 競争入札参加資格の確認
①競争入札参加資格の確認は、競争入札参加資格確認申請書の提出期限日をもって行うものとする。
②競争入札参加資格の確認結果は、競争入札参加資格確認通知書により、郵送にて通知する。
③競争入札参加資格がないと通知された者は、令和２年７月３日（金）までに、競争入札参加資格がないと認めた理由について書面により説明を求めることができる。

5　質疑書に関する事項

(1)　入札者は告示、仕様書等関係書類に関して質疑がある場合は、質疑書に必要事項を記入の上、メール又はＦＡＸで送信すること。また、質疑がない場合も「質疑なし」として送信すること。
(2)　質疑書の提出期限：令和２年７月８日（水）午後５時まで（必着）
(3)　送信先：箕面市上下水道局経営企画室
・メールアドレス：water@maple.city.minoh.lg.jp
・FAX：072-722-7413
(4)　競争入札参加資格がある者の質疑及び回答は、市ホームページに随時掲載する。また、質疑がなかった場合は、「質疑なし」としてホームページに掲載する。

6　入札に必要な書類及び提出の場所・日時・方法等

(1)　入札にあたり提出する書類（以下、「入札書等」という。）
①入札書
②小口径水道メーター修繕（単価契約）単価表
③委任状
入札者が代理人をして入札する場合は、委任状を提出し、入札書には所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって入札すること。
(2)　入札書等の提出場所
箕面市上下水道局庁舎２階　上下水道局経営企画室
(3)　入札書等の提出日時

令和２年７月２７日（月）午前９時から午後５時まで

(4)　入札書等の提出方法

入札書等は、封筒に密封し、封筒の表に事業者名及び件名「小口径水道メーター修繕（単価契約）入札書」と朱書きして持参すること。

(5)　入札者は、「入札書」に入札価格（消費税等を除く。）を総額（「小口径水道メーター修繕（単価契約）単価表」に記載する予定数量について見積もった契約希望金額）でかつ金額の前に「￥」マークをつけて記載し、記名・押印のうえ提出すること。

(6)　提出した入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(7)　その他入札方法等については、関係法令の定めるところによる。

7　入札書の開札場所・日時等

(1)　入札書の開札場所

箕面市上下水道局庁舎３階　上下水道局第４会議室

(2)　入札書の開札日時

令和２年７月２７日（月）午後５時

(3)　入札者立ち会いのもと開札を行う。

(4)　再度の入札は１回を限度とする（初回を含めて、合計２回）。初度入札に参加しなかった者は、再度の入札に参加することはできない。

(5)　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

(6)　２回目の入札による落札者がないときは、２回目の入札の最低価格の入札者と協商を行う。

8　入札の無効

以下に掲げる入札は無効とする。

(1)　入札参加資格がない者のした入札

(2)　入札者の記名・押印のない入札又は記入事項の判読できない入札

(3)　入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の率に達しない者がした入札

(4)　入札価格を改ざん又は訂正した入札

(5)　記載事項の訂正、削除、挿入等をした場合において、その訂正印のない入札

(6)　本入札において、入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札

(7)　本入札において、入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札

(8)　指定の日時までに提出せず、又は到達しなかった入札

(9)　入札に関する事項を記載せず、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(10)　委任状の提出のない代理人のした入札

(11)　入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出をしない者のした入札

(12)　入札告示又は入札説明書に定める入札方法によらない入札

(13)　申請書等に虚偽の記載をした者による入札
(14)　申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者又は資格確認のための指示を受けたにもかかわらず、その指示に応じない者のした入札
(15)　前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

9　落札者の決定方法

(1)　予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
(2)　開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。
(3)　落札価格は、落札者が入札書に記載した入札価格に、当該価格の消費税等に相当する額（当該金額に１円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を加算した額とする。
(4)　落札者は、入札後、小口径水道メーター修繕（単価契約）単価表を提出するものとする。

１０　入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1)　入札保証金　本入札に参加を希望する者は、規則第６条の規定により入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第８条各号のいずれかに該当する者については、入札保証金を免除する。
(2)　契約保証金　規則第２５条の規定により契約金額に100分の10を乗じて得た額以上の額を契約保証金として納付すること。ただし、規則第２６条各号のいずれかに該当する者については、契約保証金を免除する。

１１　契約書に関する事項

(1)　契約書は箕面市上下水道局の指定する様式とする。
(2)　落札者は、契約書の送付を受けた時は、必要に応じて収入印紙を貼付し、記名押印の上、送付を受けた日から７日以内に箕面市上下水道局経営企画室契約担当まで契約書を提出すること。

１２　契約条項を示す場所

〒562-0003
箕面市西小路三丁目１番８号
箕面市上下水道局経営企画室
（箕面市上下水道局庁舎２階　TEL：072-724-6755）

１３　調達手続の延期又は中止等に関する事項

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

(1)　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
(2)　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

(3)　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

１４　その他

(1)　提出された書類は、一切返却しない。

(2)　入札結果については、市ホームページ等で公表する。

(3)　消費税等について法改正その他国による制度の変更があった場合、契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき、定めるものとする。